

甲府市障害者活躍推進計画

機関名	甲府市
任命権者	甲府市長
計画期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日（5年間）
甲府市における障害者雇用に関する課題	甲府市においては、過去5年間において法定雇用率を満たしており、また、定着率についても、不本意な形での離職は生じていない状況である。今後とも、障害者である職員が働きやすく活躍できる環境を構築していくことで、法定雇用率を満たし、不本意な形での離職を生じさせないマネジメントを継続していく必要がある。
目標	
① 採用に関する目標	【実雇用率】（各年6月1日時点） （各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上 （参考）令和6年6月1日時点の実雇用率：2.78% （評価方法）毎年の任免状況により把握
② 定着に関する目標	【定着率】 不本意な離職者を極力生じさせない ※不本意な離職とは、職場環境など、本人の責によらない理由による離職が該当 （評価方法）毎年度末、人事記録等を元に、当該年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
(1)組織面	○障害者雇用推進者として職員課長を選任する。（選任済） ○障害者の職業生活全般についての相談、指導を行うため障害者職業生活相談員を選任する。（選任済） ○当面の間、障害者活躍推進計画の実施状況は職員課で確認する。なお、障害者の活躍を幅広く推進していくため、実施状況の点検・見直しを行う組織の形態について検討を行っていく。 ○役割分担及び各種相談先については、人事異動等に変更が生じるため、定期的に更新を行う。
(2)人材面	○障害者雇用推進者及び障害者職業生活相談員に選任された者や、障害者が配属されている部署の職員を中心に、その知識の補充のため、必要に応じて関連する講習（障害者職業生活相談員資格認定講習等）を

	受講させる。 ○対応のノウハウや困難事例等について、調査・研究を随時行い、その知識や成果を、障害者が配属されている部署及び今後配置が想定される部署へ積極的に周知し、障害者雇用に関する理解を促進させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、その状況を勘案する中で、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。 ○組織担当と連携を密にし、定期的に協議を行う中で、各部署の職務内容及び人員の過不足状況を把握し、職務の選定及び創出について随時検討を行う。また、障害者の活躍が期待できる職務の選定・創出について、全庁的な伝達会議を通じて、定期的に各部署へ周知する。 ○人事評価面談（期首・中間・期末）の際など、障害者と定期的に対話を実施し、業務の状況等の確認を行い、必要に応じて業務内容の見直し等の検討を行う。	
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
○人事評価面談（期首・中間・期末）の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無や職場環境への要望を把握し、配慮等が必要な場合には、その結果を踏まえて必要な措置を検討する。 ○軽易な業務に従事する職員の募集をはじめ、特性に配慮しながら、積極的な採用に努める。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できるといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみ受入れを実施する。 ○時間単位の年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。 ○本人の障害特性を把握しながら、必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。	
4. その他	
国等による障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進に関する法律に基づく障害者就労支援施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。	